

〔定期〕 新型コロナウイルス感染症予防接種の費用補助について

福岡県内の指定医療機関以外で受けられるかたへ

福岡県内の指定医療機関以外で新型コロナウイルス予防接種を受ける場合、予防接種費用はいったん全額自己負担となり、補助金申請後に接種費用から個人負担額(3,500 円)を差し引いた額(上限額 11,510 円)をお返しします。生活保護受給者のかたは、かかった費用をお返しします(上限額 15,010 円)。

補助金の申請をする場合は、子育て・健康支援課で手続きを行ってください。

補助金申請の流れ

※予防接種実施前に必要な手続きがあります。

●接種する前

- ① 申請者(施設職員等代理人可)が
「予防接種実施依頼書交付申請書(様式第 1 号)」をみやこ町に提出します。



- ② みやこ町から申請者(施設等)に「予防接種実施依頼書」を交付します。
(交付時に、接種後の補助金申請に必要な書類もあわせて送付します。)



●接種当日

- ③ **新型コロナウイルス予防接種を実施**します。その際に、**予診票(コピー可)**および**領収書**を必ずもらってください(請求時に必要になります)。



●接種した後

- ④ 新型コロナウイルス予防接種後に**被接種者(家族のみ代理人可)**が
「**予防接種補助金交付申請書(様式第 3 号)**」および
「**予防接種補助金交付請求書(様式第 5 号)**」をみやこ町に提出します。

〈請求時に必要なもの〉

- ☐ 新型コロナウイルス予防接種の予診票(コピー可)
- ☐ 新型コロナウイルス予防接種の領収書
- ☐ 生活保護を受給されている方は「診療依頼書」
- ☐ 印鑑
- ☐ 本人名義の通帳(コピー可:振込先がわかるもの)

接種後の
手続きを
忘れずに!!



※原則、口座振込となります。本人名義の通帳がない場合は、お手数ですが、子育て・健康支援課までご連絡ください。

※**令和 6 年 10 月 1 日(火)から令和 7 年 2 月 28 日(金)までの**予防接種が対象です。

提出期限:令和 7 年 3 月 28 日(金)まで